

JICPAが会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正についてを公表

『会計情報』編集部

日本公認会計士協会（会計制度委員会）は平成27年4月14日、会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品会計実務指針」という。）及び「金融商品会計に関するQ&A」（以下「金融商品会計Q&A」という。）の改正を公表するとともに、平成27年2月6日に公表された本改正の草案に対するコメントの概要及びそれに対する日本公認会計士協会の考え方を公表した。

〈改正の背景〉

ASBJにおいて、「ヘッジ会計の限定的な見直し」をテーマとして、ヘッジ関連規定の修正の検討が行われた。その結果、「異なる商品間でのヘッジ取引」及び「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」の二つの論点について対応が必要とされ、日本公認会計士協会に対して金融商品会計実務指針及び金融商品会計Q&Aの改正の検討の依頼があった。

本改正は、日本公認会計士協会による検討の結果、金融商品会計実務指針及び金融商品会計Q&Aの取扱いの明確化を図るために行うものとされている。

〈主な改正内容〉

(1) 金融商品会計実務指針

「異なる商品間でのヘッジ」が認められるか否かに関して、

他に適当なヘッジ手段がない場合には、事前の有効性の予測を前提として、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段とすることができることについて、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び金融商品会計実務指針の取扱いは明確であるとの結論となった。

この取扱いを周知するために金融商品会計実務指針第143項に一文を追加した上で、結論の背景に第314-2項を新設することとされている。

(2) 金融商品会計Q&A

「ロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性」に関して、金融商品会計基準及び金融商品会計実務指針において取扱いが明確なケースについては、金融商品会計Q&AにQを新設し、周知すべきであるとの結論となった。

本改正は、現行の取扱いを明確化するためのものであるため、公表日以後に適用することとされている。

詳細については、日本公認会計士協会のウェブページ（http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/14_34.html）を参照いただきたい。

以上